

Title	農民自治会における「農民自治」概念の創出： 一九二〇年代日本における未分化な社会思想
Sub Title	Concept development of "peasant self-government" by peasant self-government association : an undefined social thought in Japan in the 1920s
Author	蔭木, 達也(Kageki, Tatsuya)
Publisher	慶應義塾福沢研究センター
Publication year	2016
Jtitle	近代日本研究 (Bulletin of modern Japanese studies). Vol.33, (2016. ) ,p.235- 258
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20160000-0235">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20160000-0235</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 農民自治会における「農民自治」概念の創出

——一九二〇年代日本における未分化な社会思想——

蔭 木 達 也

はじめに

一九二〇年代は、労働組合や農民組合、あるいは様々な社会主義団体の全国的な組織化が進展した時代である。特に二〇年代中盤にかけては、「普選」と通称される男子普通選挙制の導入を受け、組合の意義が変質した時期であった。経済的目的を達成するための手段としての組合が、特定の政策や政党、政治方針を推進する基盤となり、政治的影響力を持ちうる団体となって、議会にとって無視できない存在となった。<sup>(1)</sup> そのような状況下で普選や議会制度に対する批判、新たな中間団体の結成といった議論が起こり、さらに進んで近代の議会主義的政府とは異なる新たな政治制度、社会制度を創出しようとする動きが現れた。その一つが、農民自治会

の結成と、「農民自治」を目指した運動である。農民自治会とは、下中弥三郎らが発起人となって立ち上げた「組合的自由連合組織」であり、その構成員は文学から実業まであらゆる形で農村にかかわる活動を行っていた人々であった。<sup>(2)</sup> この団体の最も特徴的な点は、「農民」の「自治」を掲げ、「農民自治」という言葉で自らを称したことであった。<sup>(3)</sup>

「農民」と「自治」を結びつける思想の嚆矢としての「農民自治」概念の成立は、どのような背景においてなされ、どのような内容を持っていたのか。従来の研究では「農民自治」が不明確な概念として捉えられ、その抽象性と一貫性のなさが指摘されてきた。岩崎正弥は「農民自治主義」が「アナキズム的理想と借り物のマルキシズム的思考様式とを無理やり折衷させようとした」<sup>(4)</sup>ものであり、体系的な階級理論や社会理論へと発展するものではなかったと述べる。雑誌『農民』で行われた議論を考察した平島敏幸も同様に、「農民自治主義は（……）極めて曖昧な思想であった」と言い、その理由を「第一に、生成期において、当時の極めて雑多な思想が混入していること」「第二に、農民の思想たらんとしたために、農民のアモルフな「思想」が混入して常にその体系化を妨げたこと」「第三に、都市化やマルクス主義への反措定として定立した部分が極めて多く、つまりは「対抗思想」としての性格が強く、独自性が弱いこと」<sup>(5)</sup>の三つとしている。安田常雄は農民自治会の「自治」が、「自己」と「制度」という二つの方向性を持ち、さらに「Identityとしての自治」「抵抗としての自治」「相互性としての自治」<sup>(6)</sup>という三つの次元を有していると分析している。これらの論を踏まえれば、確かに「農民自治」を一つのイデオロギーとして特定することが困難であることは明らかである。しかしながら、「農民自治」の概念それ自体は農民自治会に独自のものであり、明らかに同時代へ影響を及ぼしており、長野県や岡山県など、散発的ながらも運動は全国に広がっている。<sup>(7)</sup> そのことを考えれば、「農民自治」が多様な側

面を持つ不明瞭な概念で非理論的な思想であったと指摘するだけでは不十分である。

むしろ、ここでさらに論じるべきは、「農民自治」という概念が明確な主義でも理論でもなかったにもかかわらず、多くの論者がこの概念のもとに参集したのはなぜか、という点である。そこで、主義や理論以前に、未分化で定義されていないこの思想の立ち位置、それが同時代に有した意義を追求する必要がある。そこで本論では、「農民自治会」の「農民自治」概念がどのようにして形成され、どのような内容であったのか、まず下中による「農民自治」の提起、次いで『農民自治』創刊号における各論者の「農民自治」概念を参照しながら明らかにする。

## 一 下中弥三郎による「農民自治」の提起

### 1 議会政治および普選に対する批判

「農民自治会」という団体名称を提案し、さらに趣意書、標語、綱領、規約の草案を書いたのは、下中弥三郎（一八七八—一九六二）である。下中は、啓明会を創設した教育家、平凡社を成功させた実業家、あるいは戦中にアジア主義を唱えた国家主義者、世界連邦運動を推進した平和主義者など、様々に評される人物である。下中の死後、志垣寛や渋谷定輔らによる下中弥三郎伝刊行会が彼に関連する資料や人間関係を明らかにした。にもかかわらず、会は「人間下中の全貌を表現することが至難」であるために「直ちに下中伝の執筆に着手することをさげ」たほどである。<sup>8)</sup>その結果、二〇一五年に発刊された中島岳志による伝記が、下中の全生涯

を著述する最初のものとなった。<sup>(9)</sup>

下中が「自治」という単語を革新的な社会構造を指し示す用語として明確に打ち出したのは一九二五年からであり、『非政同盟の主張および綱領』においてまとまった考えが示されている。<sup>(10)</sup> それまでの下中は教育者団体「啓明会」を主宰するなど主に教育界で活動しており、「教育自治論」など国家の指導から自由な教育を指すものとして「自治」という単語を用いていた。<sup>(11)</sup> しかし、この「非政同盟」の主張では、「自治」概念が教育のみならず一つの新たな社会のあり方を示す概念として用いられるようになったのである。

下中ははじめに、普選に触れながら問題提起を行う。「議会利用すべきか、議会否認すべきか、無産階級の解放への道は何れにあるか、これは日本の官僚政治家が普選実施によって日本の無産階級になげ与えた大きな一つの謎である」。実際に多くの「労働運動、社会運動、農民運動」が普選に期待を寄せていたが、「普選による議会政治は、(……)プロレタリアの戦意をにぶらす方策」だというのが下中の考えであった。下中は普選について、「現に虐げられている多数民衆の幸福への方式ではなくて、民衆のための政治を行うようなやさしげな面がまえはしていても、腹の底は、民衆をまるめこもうとする一つの手段、明らかに支配階級の方式」であると述べた上で、国内の分析および海外事例との比較をもってその根拠を述べる。

まず、「本来議会政治は知識政治である」ゆえに、「勢い、知識あるもの政治生活に適するもの『所謂文化人』が候補者となる外なくなる」という。「貧乏人と無教育、金持と教育」は相関関係にあるから、「議員候補者は殆ど例外なく『相当教育のあるもの』であり、同時に例外なく『相当金持』か『金持の手先』かである」とし、無産階級が議員になることは非常に困難であると指摘する。

この前提において、無産階級にとつてはどのような候補者が期待できるか。地方においては、「貧民の中に

も稀に有識者」が存在するが、「無知なる地方人」には『左の人』として危険視されている。加えてそのような有識者は、支配階級による「教育」によって「去勢せられた農民、利欲の奴隷となる農民」の票田を買い集める資金をもっていない。ゆえに「普選実施後の地方選出の代議士は、明白な地主級の金持か、でなくば、自作農あるいは小作農の利害を重視すると称しつつ商工資本党に巧みに迎合する協調主義の政治屋」であり、「役人や教師や僧侶など自立的な力を備えていない寄生生活者は、いうまでもなく、この大勢の中に巻き込まれては、ただ、なるがままになる外ない」というのが下中の主張である。政治、教育、貧富を絡めて論じているのは、延べ十年あまり教員を務めた下中の経験に即したものである。そして、「教師」が「自立的な力を備えていない寄生生活者」であるという点は、啓明会を結成して教育委員会制度や教員組合結成を推進しようとした下中の現状認識と地続きの批判である。

他方、都市においては労働組合があるが、選挙母体として労働組合を組織することが容易でない上に、そもそも「労働階級に属する有識者たちは、概ね議会政治の何たるかを知り過ぎるほど知っている、知っているが故に、その方面に容易に熱して来ない」。結局、「労働階級を売って、自己売名の方途に資する野心家、所謂『労働ブローカー』」が現れるにすぎないと下中はいう。加えて、すでに普通選挙が実施されている諸外国においては、「普選と無産階級の解放との関係」は実験済みである。労働者が選出した『俺達の味方』はブルジョアに懐柔され、年金政策や組合法の改正に努力するような「改良派に早がわり」してしまう。そして、サンディカリズムあるいは労働組合主義は、議会を活用することの困難さに気付いた労働者の間で生まれてきたのであり、議会に選出した『俺達の味方』にだまされたことに気付いた人々の間に芽生えたものであると下中は説明する。<sup>(12)</sup>

以上が、下中の普選批判の要旨である。最後に下中は言う。「真に目覚めた日本の労働階級は、普選が実施せられても従来の態度を一変することとは恐らくないであろう。そうして従来の議会否認の労働組合主義を固持して動かないであろう」<sup>(13)</sup>。

下中はここで、議会在が社会「改良」を行いうることは指摘しているが、労働者にとってそれは十分ではないと考えている。それでは、下中の考えていた理想はどのようなものであろうか。それが、『自治社会』であった。

## 2 理想としての「自治」社会

以上の論の展開に続けて、下中は次のように理想を語る。

「理想の社会は、支配するものと支配されるものとの存在せぬ社会である。支配なき社会である。政治なき社会である。真の意味での『自治社会』である」。これが、下中の語る理想の社会像である。真の「自治社会」。それは「支配」や「政治」と対置されている。「真の『自由』、真の『平等』、真の『正義』、それが完全に体现せられ人間社会、私どもはそれを頭に書くだけの自由はどうしても有っていたい。そうしてこの理想の把握から出発して現実当面の問題を直観したい」。これは仮に普選が導入されようとも、到達しうる理想ではないと下中は述べる。下中の「自治」は、このように「政治」、一義的には普通選挙を導入しようとしている日本の国政、ひいては議会制民主主義とそれに付随する政党政治に対する批判であった。この「政治」と「自治」という対立項が、この後一九三〇年代にまで引き継がれる「自治」概念の嚆矢である<sup>(14)</sup>。

「教育者であった下中は、「議会政治」を「知識政治」ととらえた。貧困と結びついた「無教育」のもとにあ

る農民や労働者にとっては、「知識政治」に参入し彼らの要望を実現させる手段がない。議会制が導入され普選が実現しても、所得の差、知識の差が結局は「自由」「平等」「正義」の実現を妨げてしまう。これを克服するためには、政党や議会、言い換えれば「金権」や「知識」と切り離された、農村あるいは労働者集団独自の意思決定を行うことが必要である。この、国家の政治と切り離された独自の意思決定を行うこと、これが下中の提起した「自治」概念の基本的な立脚点である。

ここでは、下中がまず、「自治」という概念を「政治」という概念との対比によって定義した、という点が重要であるが、この段階ではまだ具体的な方法論が示されているわけではない。下中の念頭にあったものは米国でA・C・タウンリーらにより率いられたNon-partisan League (NPL)であり、これに「非政党同盟」という和訳をあててパンフレットの後半で詳述している。<sup>(5)</sup> NPLは第一次大戦後のノースダコタで、米国におけるAmerican Federation of Labor (AFL)の台頭とともに生まれてきた非常に大規模な団体であった。AFLは労働組合であり、NPLはNon-Partisanつまり非一党派を主張する政治同盟である。NPLは政党から独立し、政党の差異を超えて独自の政策を遂行することで州の自治を実現するための政治団体であり、当初の具体的な活動としては、州外の市場環境に支配されていた穀物価格と市場取引の掌握などがあった。

普選批判としての「政治」否定と「自治」への志向により、下中はNPLを参照して「非政党同盟」という団体の設立を試みる。下中は「非政党同盟」を、「産業組合を重心とする政治的組織」と表現する。「非政党同盟の運動は一の農村組合運動である。しかし、普通に農村組合運動といえは、農村における生産消費に関する産業組合運動を意味するのであるが、非政党同盟の運動は、その名の示すが如く明らかに政治的目的を有するものなのである。政治的目的を有するけれども、その政治の実質内容を農村における生産消費の諸問題の自治



自律自給自営というにおくが故に、一般政治運動とその趣を異にするものなのである<sup>(16)</sup>。つまり非政同盟は、通常経済活動のために組織される組合とは異なり政治的目的を有するが、政治団体とは異なり農村の自治自給のために政治運動を行うものとされる。政治課題の焦点は「生産消費の諸問題の自治」であり、農村の経済的自立と政治的自律が相似的な関係として捉えられている。その活動のなかで「自治」概念のより具体的な像が描かれることになるはずであったが、「非政同盟」の運動自体は広がりを持たなかった。そのようなときに舞い込んだのが「農民自治会」の話である。

### 3 「農民自治会」の創設

農民の組織化の話はもともと、渋谷定輔が中西伊之助に持ち込んだ企画であった。渋谷定輔（一九〇五—一九八九）は埼玉県入間郡南畑村（現在の富士見市）の自小作農家の長男であり、中西伊之助（一八八七—一九五八）はプロレタリア文学作家、労働文学者として知られている。渋谷は、中西に「新しい自主的な農民組織について相談してみたいと考え」、半ば突発的に上京し、中西に提案を持ちかけた。その夜、渋谷と中西は「新しい農民組織をつくること」を遅くまで論じあっていたという<sup>(17)</sup>。

一九二五年十一月、中西伊之助は渋谷定輔と立案した農民組織の構想を下中弥三郎に話した。下中は「大賛成」し、「農民自治会」という団体名称を提案し、さらに趣意書、標語、綱領、規約の草案を書いた<sup>(18)</sup>。ここに、農民自治会が誕生した。この団体に「農民自治会」という名を付け、言葉によって形を与えたのは下中だったのである。

さつそく翌十二月に下中、中西、渋谷のほか石川三四郎、竹内愛国、大西吾一、川合仁も参集して開かれた

「農民自治会創立委員会」において、農民自治会の発足が決定した。<sup>(19)</sup> その綱領は、以下のようなものである。

一、農耕土地の自治的社會化

1. 他町村人の所有土地漸減。
2. 他町村人所有地に対する町村費の割増賦課。
3. 不耕作者土地所有の漸減。
4. 自発的土地寄進の漸増。
5. 自治体共有土地の漸増。
6. 小作制度の漸次的廢止。

二、生産消費の組合的經營

1. 信用制度による金融機關。
2. 食料、衣料、日用品、農具、種子、肥料等の共同購買販売。
3. 農業倉庫の組合的經營。
4. 組合または組合連合の小工業經營。
5. 農具、牛馬、水利電利の共同利用。
6. 共同耕作の漸次的実施。

三、農村文化の自治的建設

1. 初等教育の機会均等。

(無月謝、学用品、被服等の公給)

2. 自治田を設けて青年団処女会これを耕し、その生産物を費用に充つる農村簡易中学の経営。
3. 共営土地の収穫を財源とする自由大学の設営。
4. 図書館、公会堂、研究所の設営。
5. 娯楽諸機関の公営。
6. 保健設備の公営。

#### 四、非政党的自治制の実現

1. 農民の非政党的結束による地方政争の排斥。
2. 農民自治を破壊する如き悪法の廃止。
3. 行政組織の地方化<sup>(20)</sup>。

この綱領は、下中の「自治」概念、「自治社会」の像が掘り下げられ、投影されたものとなっている。その内容は、地主や不耕作者から土地を何らかの方法で回収し「自治体共有土地の漸増」を進め、小作制度を漸次的に廃止させる。自治体による共同耕作である。生産消費組合は自治社会を外部の経済から切り離し、インフラから日用品まで共同で経営、売買する。教育・保健機関も公営する。「自治田を設けて青年団処女会これを耕し、その生産物を費用に充つる農村簡易中学の経営」はマハトマ・ガンディーの教育方法をもとにしたものである<sup>(21)</sup>。そして、この主体となるのが農民の非政党的結束に基づいて運営される組合や地方化された行政組織、自治体である。

下中は、それまで「デモクラシー」の方法論として同時代に持て囃されていた議会や選挙、政党を「政治」という言葉で代表させてひどくくり批判し、その対立項として「自治」という概念を設定した。「貧乏」「無教育」「無知」な地方の農民にとっては、普選は人民操作の手段としてしか機能しないこと、普選は民主主義の手段でも農民の自由のための手段でもないということ、これが下中の現状分析であった。これを踏まえて「綱領」においてなされた下中の提案は、「自治」の空間を、ある個人とその個人が生活の中で関係し交渉する農村という空間に限定することであった。下中は一方で、「農民」の組合により政策と経済を自立的に支配すると仮定することで、議会主義では実現できない直接民主制を実現しようとした。しかし他方で、社会主義的政策と経済的独立を実現するような農村の創設と運営を行う主体として「農民」を措定したのである。

下中の「自治」概念は「農民自治」の提示を通じて現実に適用される社会論として具体化されていく。そして、この「農民自治」の旗のもとに集った論者も、それぞれの「自治」論を有していた。次章では、下中の「自治」がはらむ問題点を確認した上で、他の論者が行った「自治」の定義とその内容を見ていきたい。

## 二 『農民自治』創刊号における自治概念

### 1 下中における「自治」の主体としての「農民」

「綱領」の中で下中が「初等教育の機会均等」や「自由大学」など「教育」を重視したことは、下中が支配階級の「教育」によって「去勢」させられた農民を、農村経営の主体として改めて「教育」しなければなら

いと考えていたことを示している。これは、下中が「農民」による「自治」を論じていながら、まさにそのために「農民」は他者から「教育」されなければならないという「自治」と「教育」との間の緊張をはらんだ啓蒙主義的思想の表れでもある。

このことについて、具体的なエピソードがある。「農民自治会」の機関誌は『農民自治』であったが、創刊号のみ『自治農民』という名称であった。<sup>(22)</sup> 渋谷は創刊号の営業を地元埼玉で行い、「会名と機関誌名が同一であるほうが、実際にやってみて、宣伝的に効果がある」と考え、『自治農民』を『農民自治』に改名することを提案した。これに対して下中は、「農民自治運動を通じて、『自治農民』をつくるのが目的なのだから、誌名は『自治農民』でいい」と言った。<sup>(23)</sup> まさに、「農民自治」のスローガンにおいて「農民」を教育し、「自治農民」を生み出すという下中の理念が、機関誌の名称に反映されていたのである。結局、渋谷の提案が受け入れられて、二号以降は『農民自治』という誌名となった。<sup>(24)</sup>

この問題は、「自治」概念そのものの独自性も揺るがす。農民は「自治」の主体であり、「自治」を遂行するために教育されなければならないという下中の論理は、農民を無産階級に、自治を革命に置き換えれば、「大衆の中へ！」とスローガンを掲げた時期の山川均らマルクス主義者と変わらないものとなるからである。<sup>(25)</sup> 下中が「農民」と表現するとき、それは日本全国のあらゆる農村、農家が同一視されており、個々の農村の独自性や差異が捨象され、そもそも同質のものとして見做されている。『農民自治』創刊前に「農民自治会綱領」と共に示された「農民自治会全国連合規約（草案）」及び「農民自治会規約（標準規約草案）」<sup>(26)</sup>では、「農民自治会」が農村において「自治」の主体となるということが明示されていない。会の事業として、綱領実現のための調査、農民学校の経営、他の自治会や中央連合への連絡などが挙げられているが、これらは全国連合の出先機関

としての事業内容というべきものであり、結局のところ個々の農村に在する農民自治会は中央からの啓蒙を「農民」に届ける連絡係として想定されているに過ぎない。全八条の標準規約草案の最終条項が「本会員は、農民自治会中央連合にて発行する機関紙『農民自治』の配布を受く」とされ、機関紙を通じた啓蒙活動が重視されていることは、それを象徴的に現している。つまり、「規約」では「綱領」の理念とは裏腹に、階層的で画一的な会の「連合」の方法が示されているのである。共産党による党の全国的団結とも、サンディカリズムによる組合の自由連合とも異なる「農民」による社会の「自治」という下中の論理は、農村という限定された空間で「無知」と「貧困」の中で生活し、「農民自治会」というチャンネルのみを通して教育と統合が行われるべき「農民」という集団を想定することで成立していたのだった。

## 2 石川三四郎における「自治」と「土民生活」

下中が提起した「自治」概念と「自治社会」の像に対して、他の論者はどのように反応したのであるうか。冒頭に触れた先行研究が明らかにしている通り、それらは一貫した論理をもたず、各々が別々の定義を有していたといえる。他方で、『農民自治』創刊号において各々の論者が「自治」という概念の地平で相まみえたことは、同時代において「自治」という概念が何らかの意味を持ったことを示している。『農民自治』創刊号の冒頭は、下中が起草した「標語」と、渋谷の詩「野良で」が一頁に二段で掲載されている。標語には、

一、農民自治の精神に基き農民生活の向上を期す

二、協同扶助の精神を以て友愛の実を挙げんことを期す。

### 三、都会文化を否定し農村文化を高調す

と掲げられた。<sup>(27)</sup>以下に論じる通り、このスローガンが各論者の中で共有されながら、しかし食い違っていることがこの時代の思想的課題を端的に表している。前述の下中の自治概念と他の論者の自治概念とを比較することで、この意味を明らかにしたい。

石川三四郎（一八七六一一九五六）は会の創立時の主要な一員であり、『農民自治』創刊号冒頭の寄稿「吾等の使命」は、石川によるものであった。<sup>(28)</sup>石川は平民社への参加やカーペンターとの交友、雑誌『ディナミック』の創刊など多彩な活動が知られているが、特に「農民自治会」については、関東大震災以降に立ち上がったあらゆる団体や運動の中で「私の最も深く共鳴した」運動として、自叙伝の中で名前を挙げている。<sup>(29)</sup>石川は、その思想と活動の幅広さによって多様な評価がなされており、なかでもこの時代の石川はアナーキストと評されることが多い。<sup>(30)</sup>また、農民自治会に関与して以降の石川を農本思想的側面から分析した研究もある。<sup>(31)</sup>しかし、ここではそのような評価から一旦離れて、政党批判から農民自治へとつながる石川の「自治」概念に注目したい。

石川は「自治は万物自然の生活法則で、この法則は人間にも実現されねばならぬはずである」と述べ、「平等、平和の協同生活に立ち帰り、（……）自然の芸術の芳烈なる生活を自ら誇るべきである」と主張する。そのうえで、自治について次のように表現している。「先ず吾等農民が自ら目覚めて真に土の民衆たる本来の自己に立ち還ることである。自ら土の民衆となつて、世界の農作と工業と生産と交換とを自分自身の掌中に回復することである」。<sup>(32)</sup>

ここで「世界の農作と工業と生産と交換とを自分自身の掌中に回復する」とは、具体的には農民による組合による農村運営が想定されている。農民自治会を立ち上げた経緯について、「私は日本の農民の間に自主的の組合運動のないことを不思議に思つて、まずこの運動から手をつけなければならぬということを主張していると、(……)まもなく農民自治会の組織が試みられた」と石川が自叙伝の中で述べているように、石川にとって農民自治会の運動は、農民による組合運動として位置づけられていた。<sup>(33)</sup>

松田道雄は、さらにさかのぼった一九〇六年の「堺兄に与えて政党を論ず」から石川、ひいては日本のアーキズムがスタートしたと述べている。<sup>(34)</sup>このときの論点は日本社会党批判、さらにいえば社会主義における政党批判であった。<sup>(35)</sup>「想うに、政党なるものは、新たに改革の元気を人民の中に奮興するゆえんの道にあらずして、むしろすでに奮起せる人心を寛和統率するの一手段に過ぎず」と石川はいう。<sup>(36)</sup>つまり、既存の権力体制である議会政治や政党政治に対抗する「組合」による「自治」という構図である。前述した下中の議会政治批判と石川の政党批判との間に、明らかな共通をみることができるとは、二人が「自治」の概念を通じて共鳴した点、まさにこの点にあった。自治を行う団体を下中は「自治体」、石川は「組合」と表現したが、その担い手として農民が中心に想定されている点も共通している。

その中で、下中が農民を啓蒙されるべき主体として対象化していることは前述したとおりであるが、石川の考えも同様であったというべきである。その象徴的な例は、創刊号が出た一九二六年の十二月三日に石川が行った「土の権威」という講演である。石川は次のように演説した。「今日の農民は土の上に生活はしているものの、都会の商業主義に感染して多くの幻と迷いとを捨てることができません。即ち土を虐待し土を汚しているというべきであります。(……)又、我々の如く単に農民自治会を起こすことが直ちに土に忠実な所以で



はありません。真に土にかえることは我々の原始生活をこの現在社会に恢復することであり<sup>(37)</sup>。石川は農民を「土の民衆」として啓蒙し、「原始生活をこの現在社会に恢復する」ことを目指したのである。このようになされる「原始生活」を、石川は「土民生活」と表現している。

渋谷定輔はまさに一人の農民としてこの講演を聴いていたが、「現実の農民生活との関連の中で石川氏の思想を考えると、あまりにユートピアであるような気がしてならなかった」という感想を抱いた。渋谷は、一方で石川の議論と、他方で渋谷のいる村での具体的問題——例えば「生産米検査に対する不当な等級」——という、「原理と日常性をどこで結合させるのか、その点まで研究しないと思想の有効性がない」と鋭く指摘している<sup>(38)</sup>。現に田畑で土にまみれて家族を養うために働いている農民にとっては、「今日の農民は（…）土を虐待し土を汚している」と批判された上に、「真に土にかえることは我々の原始生活をこの現在社会に恢復することであり<sup>(37)</sup>」と提案されたところで、あまりに現実離れた一方的な言明であると感じられたことであろう。しかしながら、その空想性こそが下中や石川に「自治社会」の構想を可能にさせたという側面も、また見逃してはならない。石川はこの後、世田谷の小屋と畑を入手し、知人と協力して実際に自給自足の生活、「土民生活」の実践を試みるが、その試みは失敗し、その現実の前に「自治社会」創造の契機も霧消してしまった。それからは、パンフレットの発行や雑誌『ディナミック』の創刊などを通じて「土民生活」の主張を続けていた石川であったが、最後まで農民を巻き込んだ運動に参加することはなかった。

### 3 中西伊之助の「自治」と都会批判

石川三四郎の論に続くのは、中西伊之助の「農民自治とは何ぞ」という論考である。下中や石川の批判と主

張が議会や政党的の制度批判的論点に立脚していたのに対し、中西の議論には農村対都会という対立項が導入される。下中と石川にも都会批判の契機はあるが、あくまで「商業主義」「資本主義」に対する批判であって、その主義や制度の抑圧は被支配階級にあまねく広がっているものであると想定されている。これに対して中西の都会批判は、都会の無産階級、都会の労働者のさらに下に「無産農民」という階級があると主張するものであり、新たな階級論を提示している。

中西は、「無産農民は、二重に自分の血を絞られていることを知らねばならぬ。一つは、その地主から直接に、その二つは、都会から間接に」と主張する。中西のこの言明は、従来の都市の工場労働者を中心とした社会主義運動一般を、「都会」という地理的な軸によってまるごと相対化するものである。「同じ無産階級であるが、しかし、都会の労働者は、都会人という『特権階級』であるから、そのおかげで、田舎の無産階級よりもいい待遇を、資本主義社会から受けているのである。言葉を変えていえば、同じ階級でありながら、都会の労働者は、田舎の労働者から、上前をはねているのである」。中西の主張によれば、都会と田舎は「利益相反する立場」にあり、「農村を救うのは、都会を縮小し、衰減させなければならぬ」のである。これが「農民運動が農民自身の解放を目的とすべき」ということの意味であり、「今や、農民は、農民自治を叫んで、かくの如き都会支配の運動から目ざめねばならない。そして農民運動の真の目標である、農民自治主義、農村文化主義にかえらねばならない」という主張に帰結する。<sup>(39)</sup>

中西は、議会制度や政党を批判しているわけではないため、下中や石川にあったような「政治」対「自治」という契機が存在しない。「無産農民は、二重に自分の血を絞られていることを知らねばならぬ」という表現は、「都会の労働者」と「農民」は対立しているばかりでなく、そこに明白な階級構造が存在していることを

指し示しており、中西は「上前をはねている」と書き「都会の労働者」が搾取者であることを強調している。つまり、中西にとつての「自治」は、「地主」と「都会」という、二つの階級からの独立を目指した概念だったのである。<sup>(40)</sup> また、ここでは詳述しないが、小林千枝子の研究において「中西の「自治」論は政治運動論として展開されており、小説のなかで個人の発達過程における「自治」が描かれはしても、教育論としては示されなかった<sup>(41)</sup>」と分析されていることは、下中にあつた「教育」と「自治」との緊張関係が中西には存在していなかつたことを示唆している。中西は主に農村の無産青年に呼びかけたが、それは彼らを教育するためでなく、新時代を生きる若者が自発的に「自治」を獲得するものだと中西が推考していた所以かもしれない。その意味では、現にいま生活している農民がどのように「自治」を獲得するかという点については、言及しなかつた。

## 結論

ここまで、農民自治会における「農民自治」概念について論じてきた。第一章では、下中による「農民自治」の提起をみたが、その内容は議会や政党による「政治」に対して農民による「自治」という対立項によって定義されたものであつた。第二章では下中、石川、中西の「自治」概念を検討した。

各人の思想の共通点に眼を向ければ、なぜ同時代に「農民自治」という概念が意味を持ったのか、ということが明らかになる。各人は、それぞれ立場は違えど、同時代の様々な議論、例えばマルクス主義者の喧伝する革命論や、普選に基づく議会主義が有するマクロな理論や運動論の画一的で抑圧的な議論を批判するために、その枠組みが前提としている社会構造の外にある集団として、無教養な農民や、都市の外にある階級としての

農民という像を持ち出したのである。逆に言えば、農民はそれまでの政治や運動からあまりにも周縁に置かれていたために、既存の権力構造や社会運動としての「政治」や中心的な空間・時間としての「都市」を相対化し、それらを批判するための切り口として非常に有用であった。<sup>(42)</sup> その相対性、農民の立場の彼岸性を表して、「農民自治」という言葉が用いられたと考えることができる。

加えて、下中や石川、あるいは中西にしても、実際に農民が啓蒙されるかどうか、自治の主体になるかどうかを問題にしなかった。むしろ、啓蒙されておらず主体的でもない世界を生きる集団の最後のものとして、個々の農村の差異や文化を捨象された上で、「農民」が再発見されたのである。その観点から言えば、同時期に柳田國男がサンカについて『アサヒグラフ』に連載し、水平社が活動を活発にしたのも関連のないことではない。「女性」という概念が広く打ち出されたのも二〇年代冒頭の雑誌においてであった。一九二〇年代を通じて進行した、様々な人々、特に既存の権力や社会構造と切り離された人々の発見と統合のプロセス、それらの人々に対する雑誌を使った都市からの強く広範囲にわたる発信と啓蒙という状況は、それまで独自の社会の中で生きてきた人々を一方的に既存の権力と対峙させ、その対立項により既存の体制に取り込んでしまうという状況をもたらした。この流れは従来「デモクラシー」という文脈で肯定的に議論されてきたが、同時に、三〇年代の日本がある意味で効率的に全体主義的かつ官僚的な翼賛体制を布くための、重要な基礎を築いたとも言えるだろう。「自治」の主体が発見されるがゆえに統合されるという契機を、まさに「自治」を謳った人々の側が提供していたのである。

このような経緯から、農民自治会の活動は時を経るにつれ、皮肉にも土から離れた文化的教育的啓蒙活動となる。しかしながら、そのことは「農民自治」概念からさまざま展開を引き出すこととなったと考えられ

る。「農民自治」の思想そのものは、機関誌を『農民自治』から『農民』へと遷移させつつ、鐘田研一や犬田卯に引き継がれていった。そこでは「農民自治」社会の像がさらに掘り下げられ、根本的な空想的社会主義の像を結んだ。これは高群逸枝や住井すゑらの女性アナキストが構想する社会像の基盤となり、他方で延島英一などを經由して純正アナキズムの思想にも影響を及ぼした。石川三四郎は「土民生活」の実行には挫折するものの、権藤成卿らの農本主義を批判しながら「土」の立場からのアナキズムを貫いた。下中自身はその後、運動を推し進めるために日本村治派同盟などと連携しつつ政党の設立を目指した。

「農民自治」という概念は、理論的には「農民」の「自治」を目指しながらついに現実の「農民」を捉えることなく、まとまった思想的体系を有することのないまま、「農民」というユートピア像を追い求め、最終的には一九三三年の雑誌『農民』の廃刊によってついでた。しかしながら、「農民自治」という概念が未分化で曖昧であったことがむしろ、その思想の残骸からさまざまな方向への思想の展開を可能にしたという点が社会思想的には重要であり、これらの展開がからまりあいながら一九三〇年代へ向けてどのような思想的展開と影響をもたらしたのかということをはっきりさせることが次の課題である。

#### 注

- (1) 例えば、一九二六年の労働農民党の基盤は日本農民組合などであった。
- (2) 下中彌三郎伝刊行会『下中彌三郎事典』平凡社、一九六五年、三三七頁。
- (3) これに対して、「農村」と「自治」の組み合わせは珍しいものではない。山崎延吉『農村自治之研究』（永東書店、一九〇八年）は様々な出版社によって繰り返し再版され、ベストセラーとなった。

- (4) 岩崎正弥『農本思想の社会史——生活と国体の交錯』京都大学学術出版会、一九九七年、一三五—一七頁。
- (5) 平島敏幸「雑誌『農民』と農民自治主義(三)」、『流通經濟大學論集』四二卷四号、二〇〇八年三月、五〇二頁。
- (6) 安田常雄『暮らしの社会思想—その光と影—』勁草書房、一九八七年、一三九—一四二頁。
- (7) 長野県については島袋善弘「一九二〇—三〇年代の農民組合の農村認識と運動方針 長野県の農民組合」(『山梨国際研究』No.4、二〇〇九年三月) および大井隆男『農民自治運動史—転換期の青春群像—』(銀河書房、一九八〇年)。岡山県については小林千枝子「農民自治会の教師像および教育内容論の研究—岡山における青年たちの学習活動と中西伊之助・犬田卯の文学— その3」(『四国女子大学紀要』六卷一号、一九八六年二月)。
- (8) 下中彌三郎伝刊行会前掲書、五一—五頁。
- (9) 中島岳志『下中彌三郎——アジア主義から世界連邦運動へ』平凡社、二〇一五年。
- (10) 『非政同盟の主張および綱領』は一九二五年八月発行で、下中が一九一九年に発足させた教育者団体「啓明会」が発行していた『啓明パンフレット』の第二冊である。内容は「1 自治と政治 2 非政同盟の主張 3 非政同盟の綱領」の三部に分かれている。それぞれ他誌に投稿された下中の論文を初出としており、1の初出は「政治と自治—議会利用か、議会無視か—」(『文化運動』第一四二号、一九二五年一月)、2は「非政同盟へ—普選実施後における農民の新しき結束—」(『文化運動』第一四五号、一九二五年三月・四月(下中弥三郎『万人労働の教育—下中弥三郎教育論集—』平凡社、一九七四年、四五—四一六二頁所収)、3は「非政同盟の綱領」(『政治研究』三卷五号、一九二五年六月)。パンフレットへの収録にあたって語尾の修正などが散見されるが、文章に大きな変更が加えられている箇所はない。
- (11) 例えば一九二〇年に『啓明』に掲載された「教育改造の四綱領」は、「教育自治の実現」として「教育者を現代の隷属的地位より開放し、自由なる人格の主体として生氣ある教育を行わんがためには教育者の教育管理——教育自治を実現せざるべからず」と言い、教育委員会の設置と教員組合の組織を謳っている(下中弥三郎「教育改造の四綱

領』『啓明』一九二〇年九月（『万人労働の教育—下中弥三郎教育論集—』平凡社、一九七四年、二三七—二三九頁所収）。岡本洋三の「解説」によれば、この綱領は啓明会が教員組合に改称した際に運動綱領として発表されたものである）。

- (12) 同上までの引用は、下中弥三郎『非政党同盟の主張および綱領』（啓明パンフレット第二冊、三一七頁）より。
- (13) 同書、一二頁。
- (14) 同書、一〇—一一頁。
- (15) このころ米国においては、複数のNPL論が出ていた。C. E. Russell, *The Story of The Nonpartisan League*, New York: Harper & Brothers Publishers, 1920. Reprint, New York: Arno Press, 1975. & A. A. Bruce, *Non-Partisan League*, New York: The Macmillan Company, 1921. など。活動が広がる中で社会主義団体化するNPLに対する批判もあり（例としてJ. D. Bacon, *A Warning To The Farmer Against Townleyism As Exploited In North Dakota*, Grand Forks, N. D., 1918. Reprint, New York: Arno Press, 1975.）下中がどのような経路でNPLを知り、解釈したのかは不明である。
- (16) 下中前掲書、一七—八頁。
- (17) 渋谷定輔『農民哀史 野の魂と行動の記録』勁草書房、一九七〇年、一二四—五頁。
- (18) 同書、一五八頁。
- (19) 同書、一六四—五頁。
- (20) 「農民自治会綱領（草案）」一九二五年、富士見市立中央図書館所蔵。数語の訂正はあるものの、創刊号掲載のものと同内容である。
- (21) 下中弥三郎「ガンヂの学校」『教育の世紀』一九二五年六月（『万人労働の教育—下中弥三郎教育論集—』平凡社、一九七四年、三六八—三七四頁所収）。
- (22) 一九二六年四月一〇日創刊。

- (23) 渋谷前掲書、二三一―二頁。
- (24) 安田常雄もこの点を指摘し、農民自治会の「自治」概念が「人間に即して内包的に」規定する方向と「制度（経済・社会・国家）のレヴェルで位置づけ」る方向という二つのベクトルを有していたと分析している。安田前掲書、一三九―四〇頁。
- (25) 山川均「無産階級運動の方向転換」（『前衛』一九二三年八月）において示された、この時期における山川の重要な転換については、石河康国『マルクスを日本で育てた人——評伝・山川均 I』社会評論社、二〇一四年。
- (26) ともに一九二五年、富士見市立中央図書館所蔵。
- (27) 『標語』『自治農民』（『農民自治』創刊号、一九二六年四月、一頁。
- (28) 誌上では無記名の記事であるが、渋谷定輔『農民哀史』二四五頁に「執筆者は石川三四郎氏」とあり、『石川三四郎著作集』第二巻に所収されている。
- (29) 石川三四郎「自叙伝」『石川三四郎著作集』第八巻、青土社、一九七七年、四三七―四四五頁。
- (30) ただし、松田道雄や大沢正道など石川をアナーキストとして捉えた論者の定義は一樣ではない。松田はそれを石川個人の思想というよりも政党批判に基づく日本の多様なアナーキズムの萌芽として捉え（松田道雄「解説」『アナーキズム』現代日本思想大系16、筑摩書房、一九六三年）、他方の大沢は石川の思想のアナーキズムにとどまらない多様な側面を強調する（大沢正道「石川三四郎論（上）」『思想の科学』一九五九年七月、八四―九五頁および「石川三四郎（下）」同誌一九五九年八月、八二―九五頁）。このように、これまでアナーキズムとして類型化されながらも未分化なものとして捉えられてきた思想は、一九二〇～三〇年代の思想史の整理を通じて新たな史的解釈をもたらさずだろう。
- (31) 石川における農本思想についての考究は岩崎前掲書。石川が「農本主義」批判に立ちながらも、「土」を重視し「土民」の立場に立って権力に対する闘争を試みた点を、岩崎は『「自然」委任型』農本思想の典型であった』（一一



- 三頁」と評する。
- (32) 石川三四郎「吾等の使命」『自治農民』（農民自治）創刊号、一九二六年四月、三一―四頁。
- (33) 石川前掲書、一九七七年、四三七頁。
- (34) 松田道雄「解説」『アナキズム』現代日本思想大系16、筑摩書房、一九六三年、三六一―七頁。
- (35) この点は秋山清が特に強調している。秋山清「解説」『虚無の靈光』三一書房、一九七〇年、三〇九―三二二頁。
- (36) 石川三四郎「堺兄に与えて政党を論ず」『新紀元』一〇号、一九〇六年八月（『虚無の靈光』三一書房、一九七〇年所収）。
- (37) 石川三四郎「土の權威」大西伍一筆記、一九二六年（『石川三四郎著作集』第五卷、青土社、一九七八年所収、二九四頁）。
- (38) 渋谷前掲書、五〇六頁。
- (39) 本段落の引用は中西伊之助「農民自治とは何ぞ」『自治農民』（農民自治）創刊号、一九二六年四月、五一―六頁。
- (40) 中西の「自治」概念とその立ち位置については、小林前掲論文、六一―八二頁に詳しく論じられている。小林によれば、中西がこのように都会に対する強い批判的態度を取った背景には、『農夫喜兵衛の死』に描かれるような中西自身の原体験がある。
- (41) 小林前掲論文、六九頁。
- (42) 「都市」という概念は、アンリ・ルフェーブルが指摘する通り、人口密度が高く人工的という空間的特徴を有するだけでなく、「時間割」をもって人々を管理するという時間的特徴を含んでいる。中西は「都会の労働者が八時間労働制を叫ぶ理由が、田舎の小作人には、さっぱりわからぬ」（中西前掲論文、五頁）と述べ、同様の問題提起を行っている。